

特定外来生物の飼養等の取扱い細目等に係る意見と対応の考え方

該当箇所			意見と理由	対応の考え方
資料	生物名等	項目		
1-1	台湾ザル、 カニクイザル、 アカゲザル	目的	実験用、動物園、展示といった言葉の定義を明らかにしてほしい。目的によって必要な手続きが大きく変わってきます。愛玩目的の人が、自称実験用とか自称展示とかと言って申請を出してきたときにどのようにこれを見分けるのでしょうか。言葉の定義を明確に区別するべきだと思います。	愛玩目的の飼養者が、学術研究目的などと偽って申請を出してきた場合は、特定飼養等施設や管理方法の内容などをもとに総合的に見て拒否判断を下します。可能な範囲で定義は明らかにしていきますが、運用実績を見た上で具体的に規定することを検討しています。
		特定飼養等施設の基準の細目	2の擁壁の後に、「(平滑パネル式を含む)」を追加すべき。実際に、研究所において同施設でニホンザルを飼育しているが、平滑でかつ十分な強度・高さがあれば擁壁と同じ扱いで問題ない。	運用において、平滑パネル式も擁壁式に含まれるものとして取扱うこととします。
		特定飼養等施設の基準の細目	「首輪及び引綱等による個体の係留等の適切な防止措置」の所を、「引綱・首輪・移動ケージなどによる逸出防止策」とすべき。実験時の移動は、施錠できる移動ケージによる場合がほとんどであるため。	移動ケージは移動式施設に該当します。ここでは、飼養施設から移動施設に移す間の措置を規定しています。
		飼養許可	実験動物としてのカニクイザル、アカゲザルは輸入検疫を含め農林水産省及び厚生労働省により規制・管理されており、輸入時から個体ごとに管理されている。その際の個体番号及び識別法を用いるのが实际的である。また、数量は膨大、移動は頻繁であり、個体ごとに記載することは現実的でない。その記録は数量および相手方の名称及び飼養等の許可番号の記録とすべき。	実験動物については、飼養等数量の増減が頻繁であることに考慮し、増減がある都度ではなく、台帳作成の上、年に1度の報告を行うことで良いこととしています。この際、個体毎の情報は必須となります。
		識別措置	「生後6ヶ月に満たない授乳中の個体」を「親によって哺育されている生後6ヶ月未満の個体」に改めるべき。「授乳(乳を飲ませる)」というのは母個体の行動で、早くからエサを食べ始める子ザルもいるので。	「授乳中の」という言葉を削り、「生後6ヶ月に満たない幼齢の個体」と記します。(資料1 - 2に属する他の哺乳類についても同じ。)
		飼養等数量の増減の届出等	台帳の5年間保管を義務づけてはいますが、毎年報告される情報は、その1年間で増えたり死んだりしたものについての情報のみのようです。最初に国内で飼育されている生物の全体像を把握すべき。台帳管理をするのなら、最初の許可の日から30日以内に、飼育している全部の生物の情報を一度提出してもらうようにすべき。このことは、実験動物用のサルだけでなく、動物園での展示などの他の動物でも同じです。	飼養等許可申請書には、申請時点で現に飼養等している個体の情報を記載する欄がありますので、そこで申請時点で飼養等されている個体の全体像を把握することができます。
1-1、1-2、1-3	哺乳類	飼養等数量の増減の届出等	「殺処分」を「安楽死等処分」に変更して頂きたい。	ここは飼養等の数量の減少の届出が必要となる事由についての記載ですので、殺処分という記述のままとします。
		飼養等数量の増減の届出等	「飼養等の許可の日現在・・・」の文について「妊娠している個体の生命の危険から不妊等措置が施せず生まれた場合に限る」と変更して頂きたい。	繁殖制限措置の具体的方法については、施行規則第7条第3号の規定に基づき、個々の申請毎に付すこととしています。ご意見は運用に際して参考にさせていただきます。
		識別措置	授乳中の個体は、写真撮影や標識により母親の保育放棄が懸念されるため「母親と一緒に写真」をとるくらいしかできないので、これを認めるような運用をしてほしい。	授乳中の個体については、母親から引き離して個体の写真を撮る必要はなく、母親と一緒に飼養等されている特定飼養等施設に、許可を受けていることの標識を掲出した状況の写真を提出することで構いません。
		識別措置	マイクロチップの埋込は、大学・研究機関では獣医師でなくとも埋込ができるような運用をしてほしい。	学校教育法第58条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究目的にマイクロチップを利用する場合の特例を追加します。
		識別措置	マイクロチップの埋込の趣旨には賛同しますが、マイクロチップの埋込の一律義務化までには時間をかけるべき。飼育場所の近くにマイクロチップを埋め込むことのできる獣医師さんがいないと、長距離、運搬することになり経済的負担も大きくなります。全国各地でマイクロチップを取り扱える獣医師が育つまでの間は、全国一律の義務づけにはしないほうがよい。無理な規制をすると捨てられてしまう可能性だってあります。また、時間をかけて獣医師の教育を行うべきだと思います。キョン、カミツキガメなど他の生物にとっても同じです。	特定外来生物へのマイクロチップの埋込を全国的に実施することができるようになるまで、当分の間は、特定外来生物を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出する等の取扱いでもよい旨の特例を設けることとします。ただし、環境省においても普及啓発を進め、全国各地の獣医師(動物病院等)の協力による埋込体制を早期に整備した上で、本特例を廃止し、以降、マイクロチップの埋込を原則とする運用を行うこととします。
		識別措置	「次のいずれかに該当している場合はこの限りではない」の項目に「老齢」及び「疾病」の個体を追加して貰いたい。マイクロチップを埋め込む場合、動物病院等で全身麻酔及び部分麻酔が必要になり、老齢及び「疾病」の個体には麻酔で命が危険にさらされる場合がある。このような場合は、獣医師の診断書と共に、識別方法(首輪の鑑札など)を届出書に添付する事を認めて頂きたい。	老齢又は疾病によるマイクロチップの埋込に耐える体力がないと獣医師が診断した個体については、授乳中の個体と同様に取り扱うこととします。この際、添付書類として獣医師の診断書の提出を求めます。
		許可条件	「学術研究、教育、生業の維持、その他上記以外の場合」を除き、国内においてその個体数を増加させるべきでない。許可条件に、繁殖の制限を設けるべきである。許可条件に「不妊化手術を施すこと(ただし、目的「防除個体の引き取り」に際しては捕獲時に既に妊娠しているものはその限りではない)」といった条件を付すべきである。	施行規則第7条第3項の規定に基づく繁殖制限に係る許可条件の運用に際して、参考とさせていただきます。
		取扱方法	愛がん、鑑賞目的の場合、きちんと予防接種をしていて、首輪やリードなどで係留していれば、運動目的の散歩等が可能になるようにしてほしい。散歩できないと、生物がストレスを感じ、飼養環境が悪化する。今までの飼養環境を継続させてほしい。	特定外来生物は特定飼養等施設内で飼養、栽培、保管、運搬することが原則となります。散歩等が必要であれば、それに見合う特定飼養等施設の確保をお願いします。

		取扱方法	動物用キャリアーや、適切な係留がなされれば、動物病院に動物を連れて行き獣医師に診察してもらうこともできるようにしてほしい。	移動式施設の基準を満たす動物用キャリアーを用いれば、動物病院まで運搬することは可能です。
		取扱方法	「複数の取扱者の立ち会いのもと」を「適切に取り扱える飼育者の管理のもと」に変更して頂きたい。また、同様の条件であれば、屋外の散歩を認めて頂きたい。	特定飼養等施設の外で特定外来生物が一時的に飼養等されている場合、万一の逸出事故の発生に備え、複数の取扱者の立ち会いは必要と考えます。また、散歩等が必要であれば、それに見合う特定飼養等施設の確保をお願いします。
1-1～1-7	哺乳類・鳥類・爬虫類	許可・届出	里親への譲り渡し、引渡しの際は、届出を不要とするべき。また、現に問題なくしっかりと飼養している場合は、許可を不要にするべき。	施行規則第2条各号に該当する場合以外は、飼養等の許可を得て飼養等することが必要であり、この場合、譲り渡し等の届出も必要です。
		識別措置	マイクロチップの注入に反対。動物にとって非常に負担となり、飼い主にとっても経済的負担となる。	マイクロチップの埋込は、埋込に耐えうると考えられる成体について義務づけることとしています。経済的負担についてはやむを得ないものと考えます。
		取扱方法	外に逃げ出す恐れがない場合は、家のなかでの放し飼いなど特定飼養等施設の外での飼養を認めるべき。	家そのものが特定飼養等施設の基準を満たすものとして許可を得ていただければ、家の中での放し飼いは認められます。
		取扱方法	環境省で所管されている「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく各種基準とすることを明記すべき。本来あるべき動物の生態に配慮した適切な施設であることも盛り込んでほしい。	飼養等されている哺乳類等の生物に対しては、外来生物法とは別に動物愛護管理法の諸規定が適用されますので、動物の生態に配慮した適切な施設であることは、そちらで担保すべきものと考えます。
		識別措置	識別措置は、タグまたは脚環など目視可能な識別装置の取付とするべき。自治体等は、厳しい財政状況で、マイクロチップ読み取り装置の整備は困難であり、そのことが防除への取り組みの妨げとなりうる。マイクロチップの注入を義務づける場合には、法施行前までに、防除を行う自治体等にマイクロチップ読み取り装置を普及させるなど、国として、その体制づくりを進める必要があると考える。	防除を実施する自治体において、マイクロチップリーダーを配備していただくことが望ましいと考えていますが、環境省自然保護事務所においてもマイクロチップリーダーの配備を進めておりますので、必要に応じて防除を行う自治体に貸し出すことも可能です。
1-2	アライグマ、カニクイアライグマ、ジャワマンゲース、クリハリリス、トウブハイロリス、ヌートリア、フクロギツネ	取扱方法	特定飼養施設の外で、たとえばジャワマンゲースの野生下での移動を阻止する障壁の効果について、数メートル四方の実験柵等を用いてその効果を検証する場合、ジャワマンゲースの逸脱がおこる場合がある。しかしこれは、特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的にそって行われる実験である。どう対処すればよいのか？この実験柵を覆う檻を設置することは資金的にも時間的にも、特定外来生物、特にジャワマンゲース、の現におこっている影響を考慮した場合、困難である。記載の取り扱い方法は、極めて希なケースに該当するのかも知れないがジャワマンゲースの移動を阻止する構造物の飼育下における検討において、現実にはそぐわず、本法の目的のひとつを達成するための研究・実験に大きな支障を及ぼす。動物種や実験の性質や目的によって例外措置がとられるような(と解釈できるような)文言にして頂きたい。	いかなる目的の実験であれ、特定外来生物の逸出が容易に起こりうるような施設での飼養等は認められません。
			その他公益上の必要があると認められる目的として、動物園等における展示の場合と同様に1年間の台帳管理方式に改めていただきたい。資料番号:資料1 - 2だけではなく、資料1 - 1から資料1 - 14において同様の記載がある場合、それらの箇所も同様である。具体的には、生態系へのジャワマンゲースの影響を防ぐ研究(実験)のために多数ジャワマンゲースを飼育しているし今後も飼育する。実験において飼育する期間は目的によって短期間・長期間など様々である。ほぼ連日、数量の変化を主務大臣に届けることは、現実にはそぐわず、本法の目的のひとつを達成するための研究・実験に大きな支障を及ぼす。よって飼養等数管理台帳を作成し、これにより数量管理を行うことを提案する。	実験動物や動物園動物については、一般に、厳格な個体管理が実施されていると考えられることから、台帳管理方式を採用したものです。一般の研究目的のものについては、通常、厳格な個体管理が実施されているとは考えにくいことから、台帳管理方式は採用いたしません。なお、飼養等数量に増減があった場合は、30日以内に届出を行うこととされているので、飼養等の増と減で、月に1度(増・減で届出2本)の手続を行うことで、連日の手続は必要ないものと考えます。
		識別措置	特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的で、例えば寿命の短いジャワマンゲース(2歳未満が90%を占める)を飼養し研究する場合において、何の目的でチップを装着せねばならないのか理解できない。チップの装着は削除願いたい。アライグマ、カニクイアライグマ、ジャワマンゲース、クリハリリス、トウブハイロリス、ヌートリア、フクロギツネをひとくりにすることには無理がある。少なくとも、生物学的特性を考慮した場合、食肉目とげっ歯目をひとくりにできるのであろうか。他にも、マイクロチップの装着には労力とコストがかかる。特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的において、その研究・実験にかかるコストはできうる限り少なくしたい。余分なコストは少しでも防除に役立つ研究・実験、もしくは防除本体にかけたいものである。柔軟なご理解をお願いしたい。	飼養等許可を得て飼養等する場合は、マイクロチップの埋込が必要になりますが、防除の公示に基づく防除の認定等を得て、防除の一環として特定外来生物の飼養等を行う場合には、マイクロチップの埋込は義務づけられません。この場合の個体の取扱いについては、防除の公示によることとなります。ご照会の研究が防除の公示に適合し、認定を得ることができるか否か、個別にご相談ください。
		取扱方法	アライグマ感染症の症例が発見されている。取り扱い方法の不徹底により人が感染症になった場合、環境省が責任を取れる体制を作るか、感染症を引き起こす可能性があることについて注意を呼びかけるべきである。	アライグマの取扱いの不徹底により人に感染症がうつらないよう、防除の実施者に対して、確認・認定の申請等を通じて注意喚起していきたいと考えます。

1-4	ガビチョウ類 ソウシチョウ	識別措置	口のところの文頭に、「卵、あるいは飛行が不可能なヒナの場合は」を追加すべき。このままでは、成鳥や若鳥であっても、使用施設に標識があれば個体識別が不要となってしまう、飼育管理が不十分になる。口の処置は、自発的な移動が不可能な個体に限るべきである。	鳥獣保護法に基づく脚環の装着の全国一律義務づけについては、その供給と装着の実施体制が構築できていないことから、当分の間、特定飼養等施設への標識の掲出を基本原則とし、この体制の整備後に、脚環の装着を一律に義務づけることとします。このため、当分の間は、成体であっても個体識別は必須とはなりません。
		識別措置	鳥獣保護法の脚輪は、市町村が配布していると聞いたことがあります、実際に自分で装着できる飼い主はおらず、上手く機能していないのではないかと。全国で実施できる見込みがないのなら、これを原則にするのは厳しすぎる。鳥類については、施設への標識の提出を原則とすべき。	鳥獣保護法に基づく脚環の装着の全国一律義務づけについては、その供給と装着の実施体制が構築できていないことから、当分の間、特定飼養等施設への標識の掲出を基本原則とし、この体制の整備後に、脚環の装着を一律に義務づけることとします。
		特定飼養等施設の基準の細目	「移動式の施設」を「移動用の施設」とするべき。現在の標記では、「移動式の施設」で常時飼養が行えると読めるので不適当である。	告示の条文案では「特定外来生物の運搬の用に供することができる施設」との定義を行いますが、より明確にするため、「移動用の施設」に名称を改めます。
		特定飼養等施設の基準の細目	「振動、転倒、落下等による外部からの～構造であること」の部分は削除し、通常は、施設を屋内に設置する事が二重とびら（又は二重構造）を義務づけるべき。通常の鳥かごは比較的衝撃に弱いので、遺棄を防ぐ観点からこのような措置を望む。	容易に損壊するような施設は、特定飼養等施設として不適当ですが、通常の鳥かごが容易に損壊しうるか否かは個々の判断によります。
1-5	カミツキガメ	識別措置	NPO法人として引取を自治体、個人等に依頼され保護飼養中であり、今後も新法の下保護引取活動は続けていきたい。ついでには以下の措置を要望します。（1）保護引取飼養活動に関して予算をつけて頂きたい。（2）法人事業の一環として保護引取飼養活動をしている場合、特別措置をして頂きたい。例：（1）が不可能な場合、個体識別の簡易化（費用的なもの、写真管理など）（3）特別な事を行っているのだから担当官と特別に話し合う時間を頂きたい。	（1）民間での引き取り活動に対して、国で予算措置することは考えておりません。民間団体向けの助成基金等のご活用をお願いします。 （2）爬虫類に対してマイクロチップを埋め込める体制が整備されるまで、当分の間、爬虫類については大きさに関係なく、特定飼養等施設に標識を掲出し、写真を添付することで良いこととします。なお、これは引き取り活動に留意したものではありません。 （3）環境省担当者との話し合いはいつでも可能です。
		識別措置	甲長15cm以上の個体も写真による個体識別を許容すべき。爬虫類へのマイクロチップはまだ普及しておらず、処置できる獣医もごくわずかで価格も高額である（マイクロチップ自体と麻酔代で数万円）。	哺乳類と同様に、爬虫類に対してマイクロチップを埋め込める体制が全国的に整備されるまで、当分の間、爬虫類については大きさに関係なく、特定飼養等施設に標識を掲出し、写真を添付することで良いこととします。
		許可条件	「学術研究、教育、生業の維持、その他上記以外の場合」を除き、国内においてその個体数を増加させるべきでない。許可条件に、繁殖の制限を設けるべきである。飼養施設の基準の細目については十分であると考えられるが、同時に「繁殖期においては雌雄の個体を別の施設にて飼養する」などの簡便な方法で国内における個体の増加を制限することができる。	施行規則第7条第3項の規定に基づく繁殖制限に係る許可条件の運用に際して、参考とさせていただきます。
		取扱方法	動愛法で危険動物として指定されており、動愛法の基準は、都道府県でそれぞれ異なっている。共通した基準に整理されるか甚だ疑問である。統一した基準とすべきである。	外来生物法に基づく規制と、動愛法に基づく各都道府県の条例での危険動物の規制は別個のものです。
1-6	グリーンアノール、 ブラウンアノール	識別措置	全削除すべき。体色が一定ではなく、現実的には個体識別は不可能と思われるため。飼育頭数の登録にとどめた方がよい。	アノール類については、特定飼養等施設への標識の掲出及び写真の添付で良いこととしており、個体識別は実施しておりません。
		識別措置	個体識別措置は被害防止の本質的な意味はなく、法律の取り締まりのための手段でしかないので不要であり、また、「飼養等の取扱い細目」の決定においては、生物の特質を考慮するべきであるので、寒冷地で特定飼養等施設の基準は該当する必要はない。	識別措置は、許可を受けていることを証するために有効と考えます。また、定着のできない寒冷地等であっても生態系等に係る被害を及ぼすそのそれは否定できないことから、地域によらず、同じ施設基準を適用する必要があります。
1-6及び1-7	グリーンアノール、 ブラウンアノール、 ミナミオオガシラ、 タイワンスジオ、 タイワンハブ	特定飼養等施設の基準の細目	当該施設を屋外から隔離可能な室内に常置する場合にあっては、施設設備は不要である。室内に設置される場合は、飼育個体が内部からふた等を開けられないような設備とすること等で十分である。（例外から紐で縛る、テープ等で固定する）	野外から隔離可能な室内に常置される場合であって、施設以外の方法で、特定外来生物が逸出できないように開口部を封印できる場合は、適用除外とする旨の記述を檻式施設、水槽型施設に対して規定することとします。
1-7	ミナミオオガシラ、 タイワンスジオ、 タイワンハブ	特定飼養等施設の基準の細目	「容器等の設置は床面より○○cm以内の高さに設置すること。」のように、落下等による損壊のおそれがない設置場所を規定した方がよい。「損壊しない構造」を定めるのではなく「損壊しないような設置の仕方」を規定する方が良いと思う。	容易に損壊しない構造という言葉には、設置する高さから落下しても容易に損壊しないという意味が含まれます。高さの低い場所に設ける場合は、それだけ堅牢さの要件は小さくなります。
		識別措置	タイワンスジオは孵化直後の個体で40cmほどの体長であり、50cmはまだ幼蛇である。このことから、マイクロチップ埋め込みは「50cm以上」でなく「100cm以上」にすべき。	哺乳類と同様に、爬虫類に対してマイクロチップを埋め込める体制が全国的に整備されるまで、当分の間、爬虫類については大きさに関係なく、特定飼養等施設に標識を掲出し、写真を添付することで良いこととします。
		識別措置	愛玩および観賞用の爬虫類の外科的な不妊手術は現実的には無理。繁殖制限措置ではなく、繁殖の事実の届け出、繁殖個体の個体識別申請等で対応すべき。	施行規則第7条第3項の規定に基づく繁殖制限に係る許可条件の運用に際して、参考とさせていただきます。なお、爬虫類については、卵をふ化しなよう管理することで繁殖を制限できると考えています。
		その他	タイワンスジオについては愛玩動物として多数飼育されていること、毒蛇ではなく人の身体・生命に危険をおよぼす恐れがないことから、ミナミオオガシラ及びタイワンハブとは別の取り扱いをするのが望ましい。	基本的にヘビとしての特性は同じであり、逸出防止対策の観点から取扱いを区別する必要はないと考えます。なお、危険防止の観点からは、タイワンハブについて取扱い方法の一環として、第三者への危険生物である旨の告知を義務づけることとします。

1-9	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル	識別措置	個体にタグ、マイクロチップの装着を義務づけていない点に賛成。	個体そのものに標識がついていることが確実な管理方法であることには相違ありません。今後の技術開発の課題と考えています。
		特定飼養等施設の基準の細目	幼体や卵の逸出防止のためには、網目0.5mm以下の網で囲む必要があるが、目詰まりを起こして通水阻害が起こるので、不可能な基準といえる。この基準で飼養許可がないことは飼養等に支障があるので緩和措置をお願いしたい。	施設内で特定外来生物が繁殖している場合は、通水阻害が起こりえたとしても、必要な逸出防止措置を講じることが不可欠となります。（実際には通水阻害を起こさないような工夫をしつつ、逸出防止措置を講じることになると考えます。）
		特定飼養等施設の基準の細目	「外部の者」の定義を明確にすべき。「許可を受けていない者」、「逸脱を意図する人物」等に訂正すべき。管理釣り場では、利用客が「外部の者」と誤解される可能性がある。	飼養等許可者の管理下でない外部の者と表すこととします。取扱者（従業員）はもとより、利用者も管理下にあると見なします。
		特定飼養等施設の基準の細目	「外部の者が～フェンス等を設けていること」を削除すべき。他の水域から孤立した池を管理釣り場にしている場合、フェンスの設置は景観上好ましくない。自然散策に訪れる人もいる。	特定外来生物を盗もうとする者の立入を容易にしないための措置であり、フェンス等の設置は必要と考えます。
		特定飼養等施設の基準の細目	外部者を常時監視できる状態（ビデオカメラ等の設置）であれば、必ずしもフェンスを設ける必要はないのではないかと。	特定外来生物を盗もうとする者の立入を容易にしないための措置であり、物理的に遮ることのできるフェンス等の設置は必要と考えます。
		特定飼養等施設の基準の細目	「～、ただし、外部の水系と……この限りではない」は賛成。逸脱がないなら生業を認めるべき。また、施設の新設についても認める文を加えるべき。	飼養等の目的が「生業の維持」でありかつ、飼養等する施設が特定飼養等施設の基準の細目に適合した場合に限り飼養等の許可が行われることとなります。
		特定飼養等施設の基準の細目	リリース禁止地域での防除を進める際には、いわゆる駆除生け簀を特定飼養等施設として認め、公認湖等へ移動できるようにしてほしい。	オオクチバス等に対しては、網生け簀型の施設は認めていません。また、防除の公示において、防除個体を飼養等許可を得た施設に移動することは禁止される予定です。
		特定飼養等施設の基準の細目	洪水時の流出防止を徹底するため、「洪水時においても……」の文中、「容易に」の部分を削除し（この部分は、資料1-10チャンネルキャットフィッシュも同様）、「水」を「生物」に修正する必要がある。	毎年起こりうるような洪水で逸出する事態は予見が可能であるため、合理的な範囲内で、予防措置を講じておくことが必要ことから、「容易に」としています。「水」は「特定外来生物」に修正します。
		特定飼養等施設の基準の細目	第5種共同漁業権の設定されていないダム等による人工的な貯水池で法人格のレンタルボート点を生業としている場合、施行規則（案）第9条を準用する規定を設けることを提言する。	施行規則案第9条の規定は、指定の際、現に第5種共同漁業権が設定されている湖沼に限り適用されるものです。
		飼養等数量の増減の届出等	30日以内を当該年度内としてほしい。学術研究などや展示の場合、野外放棄は考えにくい。届出は台帳形式による一括報告を認めて頂きたい。	飼養等数量に増減があった場合は、30日以内に届出を行うこととされているので、飼養等の増と減で、概ね月に1度（増・減で届出2本）の手続を行うこととなります。なお、魚類については、繁殖や死亡は届出の対象となる事由にはしていません。譲り渡し等や捕獲等の場合にのみ届出が必要となります。
1-9及び1-10	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャンネルキャットフィッシュ	飼養等数量の増減の届出等	生業の維持の場合でも、新たな輸入は認めるべきではない。届出の事由にある「輸入」は削除すべき。国内で生態系への被害をもたらすほどのオオクチバスがいることからいままら輸入は不要。	飼養等の許可を有している者に対して、輸入のみを禁止することはできません。
		取扱方法	「特定飼養等施設の外では飼養してはならない、ただし……」の後に「駆除対象地域から活用地域への移動のため」を追記すべき。駆除釣り大会などで理解を得るためにも必要。	防除の公示において、防除個体を他の飼養等施設に譲渡し等する行為は禁止される予定です。
		その他	「特定外来生物の移動」に関して、基準を明確にすべき。移動の範囲は、1歩も動いていけないのか、同一湖沼、水系内ならどこにはなしても良いのか「移動」に関して曖昧であるので明確にすべき。	法律の解釈の話であり、別途、公表されるQ & A等をご参照ください。
		その他	取扱い細目などで指針が決まるまでは釣り大会での検量に係る、移動・運搬は、現状通りを認めるとの項目追加を望む。	この取扱い細目は施行前に決定されますので、施行当初から本細目が適用されることとなります。釣り大会の扱いは、別途公表されるQ & A等をご参照下さい。
1-9及び1-10	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャンネルキャットフィッシュ	特定飼養等施設の基準の細目	「空気孔」の所は、「給水孔」に修正すべき。魚類は空気中ではなく、水中を移動するため。	排水孔を給排水孔に改めます。
		特定飼養等施設の基準の細目	魚につける標識というのはイメージがわかりません。どんな標識なのか曖昧です。それに、こんなただし書きをおいてあっても、施設に標識を貼る方が楽であり、誰も実施しないのではないのでしょうか。なくても良いと思います。	魚につける標識としてはタグ、染色などの方法があります。個体そのものに標識がついていることが確実な管理方法であることには相違ありません。今後の技術開発の課題と考えています。
1-10	チャンネルキャットフィッシュ	特定飼養等施設の基準の細目	食材として利用するため一時的に畜養する場合（料理店の活魚水槽等）は、「水槽又はこれに類する施設」及び「人工池沼等」のどちらの基準に該当するのか明確にすべき。	水槽又はこれに類する施設ではないかと考えますが、実際には、個々の現況の施設毎に判断していく必要があります。
		特定飼養等施設の基準の細目	生け簀の網目サイズは、幼体や卵についても、逸出不可能な大きさを必要とすることを、逸出防止徹底の観点から、明示すべき。	チャンネルキャットフィッシュの幼体や卵を飼養等している場合は、これらの逸出困難な網の目にすることが必要となります。一方、成体のみを飼養等している場合は、成体が逸出できない構造であれば要件を満たすこととなります。

		飼養等数量の増減の届出等	特定飼養等施設で活け絞めし、鮮魚(食材)として運搬する場合、死亡として届出の対象外となるのか、また、届出が必要な場合、必要事項のどれに該当するのか明確にすべき。	魚類について、死亡は届出の対象事由とはなりませんので、活け絞めしても届出は不要です。生きたまま譲り渡した場合が対象になります。
		識別措置	30日以内の標識の設置について、法施行前から現に飼養している場合は、飼養開始日ではなく、許可の取得日から30日以内になるのか、明確にした方が良い。	施行前から飼養等している場合は、許可の取得日が飼養等開始日となります。
1-13	キョクトウサソリ科	飼養等数量の増減の届出等	サソリは妊娠期間が1年ほどあり、購入した成体のメスを交尾させなくても、買ってから1年の間に3～3回出産が可能なので、法施行後に出産してしまう可能性が多くあると思う。実際に経験上そのようなことがあった。手続後、出産してしまった場合、幼体の処理を含めどうするのか。意図せず繁殖した場合の取扱いを明記すべきである。	愛玩飼養である場合、許可の対象は、現に飼養等している個体のみとなりますので、原則として、幼体が生まれた場合は殺処分していただくこととなります。
		飼養等数量の増減の届出等	手続きの方法が複雑すぎたり、飼育設備改築のための手間や費用がかかりすぎると、中には逃がす人がいるかもしれない。誰にでもわかりやすい手続方法や、費用がかからない管理方法にしないと、困る人が沢山いる。	申請方法については、申請書作成の手引き等を公表して、手続方法を分かりやすく示していく予定です。ただし、逸出防止の観点から不十分な施設であれば、基準を満たす施設を用意していただくを得ません。
		その他	各ショップで販売されているサソリの名称や学名は、同種でもショップによってまちまちで、間違った標記も多く存在する。環境省で公開している資料にある属名のみでは、区別するのは非常に困難。もっとわかりやすく、属名、種名(別名)、学名を表示すべき。また、写真等も表示してもらえれば、正体不明の種の特定にも役立つ(流通している主なサソリ名資料添付有り)。	属名、種名、流通名などをできるだけ詳しく公表していくこととしています。
1-14	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリ	飼養等数量の増減の届出等	栄養生殖や、個体を半分にした場合など、個体及び数量の定義を明確にすべき。	届出に関し、植物については個体単位での管理は実施しません。
2-1	オオクチバス	第5種共同漁業権に係る特例	内水面の括弧内に「但し、当該特定外来生物指定後に当該漁業権が設定された内水面は適用外とする。」との文言の追加をすべき。特例として、既に漁業権のある4湖を認めることは、救済措置として妥当だが、新規の漁業権設定の内水面まで適用すべきではない。このことを明確にすべき。	施行規則第9条は、特定外来生物の指定の際、現に第5種共同漁業権が設定されていた場合の特例であり、明記しなくとも限定はかかります。
		第5種共同漁業権に係る特例	9条1項の「特定外来生物の指定の再現に…」を「特定外来生物にあたり」に修正、2項を3項に繰り下げ、2項として、「地方自治体において、特定外来生物に指定することに反対する旨、または、有効利用したい旨の請願書あるいは陳情書の採択された特定外来生物について、当該内水面に係る法第5条第3項第2号の主務大臣が定める特定飼養等施設の基準については、第5条の規定にかかわらず、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が別に告示で定める。」を入れるべき。	施行規則第9条は、特定外来生物の指定の際、現に第5種共同漁業権が設定されていた場合の特例ですが、全国的な観点からの飼養等の規制を行う上で、地方自治体の要請等の有無により場所毎に取扱いを違えることは適当ではありません。
2-1及び2-2	オオクチバス	第5種共同漁業権に係る特例	「特定外来生物の指定の際現に」を削除すること。はずしたうえで、「今後新たに第5種共同漁業権が取得された場合も特例を認める」という内容を盛り込むべき。現にバスの漁業権が設定されてる、芦ノ湖、河口湖、山中湖、西湖の4ヶ所以外の内水面においても、同様の認定及び特例を受け得る可能性があるにもかかわらず、その可能性を摘み取るものであり不公平と言わざるを得ない。新規の漁業権についても認めるべきである。	施行規則第9条は、特定外来生物の指定の際、現に第5種共同漁業権が設定されていた場合の特例であり、新規に漁業権が設定されても対象にはなりません。
2-2	オオクチバス	取扱方法	「洪水時等……」の文は削除すべき。数十年に1回しか起こらないような洪水などに対応させることは不可能。	洪水により大量に逸出した場合の対策を講じておくことは重要と考えています。
		許可条件	「飼育の管理許可」を行った事例に対し、「漁業権」という管理体制で新たに管理するという方法を付け足すことを希望する。	外来生物法に基づく許可条件となりますので、漁業権に基づいて管理することを条件として付すことはできません。
		特定飼養等施設の基準	これから第5種共同漁業権を設定する湖沼・ダムで逸出できない構造の網を施すには時間がかかるため、「申請に当たっては、設備設置期間を設ける」また、「その期間は外来生物法は適用されない」という言葉を入れるべき。	これから第5種共同漁業権が設定されても施行規則第9条の対象にはなり得ません。
		特定飼養等施設の基準	特定飼養等施設の基準で、網は三重でなくとも逸出できない構造であれば問題ないと思う。また、「幼魚」と「成魚」の違いについても考慮に入れる必要がある。	ただし書きの規定をあらかじめ設けているところ です。
		取扱方法	自然湖沼・河川などはとても管理できるものではないので、取扱方法からはずすべき。	通常、自然湖沼・河川等は特定飼養等施設にはなり得ませんが、今回は、既に第5種共同漁業権を設定されている湖沼に限っての特例措置であり、一般的に適用されるものではありません。
		取扱方法	第5種共同漁業権のある湖沼には、他地域での生物の殺処分に変わる方法として他地域からオオクチバスを持ち込むことを認めてほしい。	他の湖沼で防除した個体を譲り受けることは、防除の公示において禁止される見込みです。(飼養等許可を得ている者から、オオクチバスを譲り受けること等は問題ありません。)
		取扱方法	特定飼養等施設の部分に「自然湖・ダム湖・沼」を追加してほしい。	通常、自然湖沼・河川等は特定飼養等施設にはなり得ませんが、今回は、既に第5種共同漁業権を設定されている湖沼に限っての特例措置であり、自然湖沼・ダム湖・沼を一般的な特定飼養等施設として位置づけることはありません。

		取扱方法	洪水時の件で、逸出以前に特定飼養等施設の下流に特定外来生物が生息している可能性がある場合があるので、回収すべき個体の見分け方等が不可能である。よって、「逸出、持ち出しを防止する体制の強化を図り、その整備体制を主務大臣への承認許可とする」とした方がよい。	逸出以前に下流で生息している特定外来生物との区別は困難ですが、逸出により一時的に増加した個体密度を低減させることは必要であり、原案どおりとします。
		その他	「現に・・・取扱いについて」の標題は、「オオクチバスに係る第5種共同漁業権が設定された内水面、及びオオクチバスを特定外来生物に指定することに反対する旨、または、有効利用したい旨の請願書等の採択された内水面の取扱いについて」にすべき。併せて、目的のところ、特定飼養等施設の基準、許可条件、取扱方法もこれにならない修正すべき。	施行規則第9条は、特定外来生物の指定の際、現に第5種共同漁業権が設定されていた場合の特例ですが、全国的な観点からの飼養等の規制を行う上で、地方自治体の要請等の有無により場所毎に取扱いを違えることは適当ではありません。このため、表題も原案どおりとします。
2-2及び1-9	オオクチバス	許可条件	許可の有効期限は、3年ごとの更新制または無制限とすべき。なお、漁業権の許可期間が概ね10年であるので、整合性を考えるなら平成25年12月末までとすべきである。	有効期間は、3年ごとの更新制となります。ただし、その間に第5種共同漁業権の設定の期限が来る場合は、その期限までとなります。
全般			許可申請がわからないので具体的に許可申請する方法を提示してほしい。	許可申請の具体的方法については、別途、詳しい説明資料を公表いたします。
全般			一般的に「その他の事由」という抜け道が明記されいるが何を指すのか不明であり「その他の事由」は、削除すべきである。	その他の事由としては、例えば、盗難、輸出などが該当します。対象となるケースが少なく例示するまでではないものの、実際に必要になる場合がありますので、その他の事由という記述は残しておくが必要です。
全般			施設の基準の細目というわりには、文字ばかりの基準であって、曖昧にはならないでしょうか。より明確な基準を数字で定めるべきだと思います。すぐには無理でも、いずれは数値基準を充実させていってほしい。	今後の運用状況も踏まえながら、数値基準の作成について検討していきます。